

除籍基準

1 目的

この基準は、図書館資料を適切に管理し、新鮮で魅力ある調和のとれた資料構成の維持を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 除籍基準

- (1) 著しい汚損または書込みのある資料
- (2) 著しい破損があり、製本する価値のないと思われる資料
- (3) 学問、技術の進歩等により、記述内容が時代に合わなくなった資料
- (4) 内容の重要な部分が改訂された場合で、改訂後の資料を利用に供する場合の旧資料
- (5) 極端に利用の減少した複本、または相当期間所蔵してもなお極端に利用の少ない資料
- (6) その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要、図書館の保存価値及び、収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない資料
- (7) 資料点検の結果、所在不明となり3年以上調査してもなお不明な資料
- (8) 不可抗力による災害その他の事故により回収不能な資料

3 対象除外

前項の規定にもかかわらず、次に該当する場合には原則として除籍しない。

- (1) 郷土に関する資料
- (2) 記述内容の新旧にかかわらず、当該分野の基礎的または歴史的価値を有する資料
- (3) 類書がないか、または極端に少ない資料
- (4) 刊行頻度の低い資料
- (5) 品切、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難な資料
- (6) 分担収集資料